

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

山 口 市

目 次

山口市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等見舞金	1
3	国民健康保険.....	1
4	住居・生活	2
5	子育て.....	3
6	精神的・身体的被害の回復・防止等	5
7	障がい.....	6

山口市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	生活安全課生活安全担当 (市役所2階 21番窓口) TEL 083-934-2986
---	---

2 犯罪被害者等見舞金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
犯罪被害者等見舞金	犯罪行為にあい、お亡くなりになった方のご遺族や、重傷病を負われた方、性犯罪被害にあわれた方に見舞金を支給します。 ・遺族見舞金 30万円 ・重傷病見舞金 10万円 ・性犯罪被害見舞金 10万円または5万円	生活安全課生活安全担当 (市役所2階 21番窓口) TEL 083-934-2986

3 国民健康保険

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療】	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が、医療機関の窓口で支払った1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を高額療養費として支給します。 国民健康保険 → 世帯主に支給 後期高齢者医療 → 被保険者本人に支給	保険年金課 (市役所1階 7番窓口) TEL 083-934-2969
(2) 葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が亡くなった場合に、葬祭を行った人に対して支給します。	保険年金課 (市役所1階 7番窓口) TEL 083-934-2969

4 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待、これらに準ずる行為の被害者が住所情報を加害者に知られないようにするため、被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写し等の交付を制限（拒否）し、支援措置対象者の保護を図ります。	戸籍住民課住民記録担当 （市役所1階 6番窓口） T E L 083-934-2771
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害に遭われた方が市営住宅への入居を希望する場合に、抽選時に優遇措置の対象とします。	建築課住宅管理担当 （市役所3階） T E L 083-934-2843
(3) DV被害者の安全確保	配偶者からの暴力の被害者を緊急に保護する必要がある場合には、関係部署や関係機関等と連携して、山口県男女共同参画相談センターにおける迅速な一時保護等につなげます。	山口市男女共同参画センター ゆめぼほら （山口市民会館事務所階） T E L 083-934-2743
(4) 生活の困窮に関する相談	パーソナル・サポートセンターやまぐちにおいて、経済的な困窮からの自立に関する相談に対応します。	パーソナル・サポートセンター （労福協会館内） T E L 0800-200-6291
(5) 生活保護に関する相談	健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の受給に関する相談に対応します。	地域福祉課 生活支援第一担当 （市役所1階 11番窓口） T E L 083-934-2791
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	山口市消費生活センター （市役所2階 21番窓口） T E L 083-934-7171

5 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	子育て保健課 母子健康サポート担当 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) TEL 083-921-7085
	やまぐち子育て福祉総合センターにおいて、子育ての悩みや、保育園等への就園、各種福祉サービスの利用等の相談に対応します。	やまぐち子育て福祉総合センター (山口保育園2階) TEL 083-922-0855
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当の支給	対象要件に該当するひとり親家庭の子どもを監護する母または父、父母に代わって養育する人に対して手当を支給します。	こども未来課手当給付担当 (市役所1階 10番窓口) (市役所2階 24番窓口) TEL 083-934-2797
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者が病気その他の理由により日中に家庭における児童の養育が困難となった場合に、緊急かつ一時的に児童養護施設等で保護を行います。 利用期間：1日単位、原則月10日以内	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) TEL 083-934-2960
	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、緊急一時的に児童養護施設等で養育・保護を行います。 利用期間：原則7日以内	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) TEL 083-934-2960
	保護者が仕事等により、一時的に夜間に児童の養育が困難となった場合、その他の緊急の場合に、児童養護施設等で保護を行います。 利用期間：6か月以内	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) TEL 083-934-2960

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
	保護者の様々な事情により一時的に保育が必要となった場合に、就学前の児童を保育所等で預かります。	保育幼稚園課 (市役所2階) T E L 083-934-2798
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の高校卒業までの子どもとその母または父、父母のいない高校卒業までの子ども、両親のどちらかが重度障がいにより就労できない高校卒業までの子どもとその母または父に対して、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ※所得制限あり	保険年金課福祉医療担当 (市役所1階 7番窓口) T E L 083-934-2803
(3) 自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母、父子家庭の父が資格取得のため指定の講座を受講する場合に、受講料の60%を給付金として支給します。(上限あり)	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) T E L 083-934-2960
(4) 高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母、父子家庭の父が資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定の期間給付金を支給します。	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) T E L 083-934-2960
(5) 就学の援助	小・中学校に就学する子どもの学用品費等の学校に必要な費用の支払いが経済的理由により困難な保護者に対して、費用の一部を就学援助費として支給します。	学校教育課学務担当 (市役所2階 25番窓口) T E L 083-934-2862
(6) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭、寡婦の方に対し、児童の進学等、経済的自立と生活意欲の助成となる福祉資金の貸付を行います。	子育て保健課 家庭児童相談室 (山口市保健センター内 山口市こども家庭センター) T E L 083-934-2960

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) ファミリーサポートセンター運営事業	子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって一時的な子育ての助け合いを行う事業を実施します。	こども未来課 子育て応援担当 (市役所1階 10番窓口) (市役所2階 24番窓口) TEL 083-934-2756
(8) 心身障害児福祉手当の支給	身体・知的障がいのある20歳未満の児童(身体障害者手帳1～6級または療育手帳A・Bに該当する方)を監護している父母または養育者に手当を支給します。	障がい福祉課給付担当 (市役所1階 9番窓口) TEL 083-934-2961
(9) 特別児童扶養手当の支給	障がいの程度が一定以上の20歳未満の障がいのある子ども(身体障害者手帳1～3級程度または療育手帳A1～B1程度)を監護または養育する人に手当を支給します。	こども未来課手当給付担当 (市役所1階 10番窓口) (市役所2階 24番窓口) TEL 083-934-2797
(10) 乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児に対して、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ※父母の所得制限なし	保険年金課福祉医療担当 (市役所1階 7番窓口) TEL 083-934-2803
(11) こども医療費の助成	小・中学生及び高校生世代に対して、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ※父母の所得制限なし	保険年金課福祉医療担当 (市役所1階 7番窓口) TEL 083-934-2803

6 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 心身の健康に関する相談	市内各地域の保健センター等で、健康に関する相談に対応し、各種健康教室等を実施します。 また、ウェブサイト「山口市こころの健康情報サイト」において、抱える悩みの種類に応じた相談機関等の情報提供を行います。	山口市保健センター TEL 083-921-2666

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(2) DV相談	山口市男女共同参画センターにおいて、配偶者やパートナーからの暴力（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要など）に関する相談に対応します。	山口市男女共同参画センター ゆめぼら （山口市市民会館事務所2階） TEL 083-934-2743
(3) 学校における子どものケア	山口市教育相談室において、いじめや不登校をはじめとする学校生活における悩み事や、子どもの養育上の相談等に対応します。 また、市立小中学校に定期的にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者からの相談に対応します。 また、犯罪等の被害者やその家族である児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得て、心のケアや、学校における二次被害の防止等の支援を行います。	学校教育課教育相談室 （市役所2階 25番窓口） TEL 083-922-3749
(4) 高齢者虐待に関する相談	山口市地域包括支援センター（市内10か所）において、高齢者の虐待に関する相談に対応します。	高齢福祉課包括支援担当 （市役所1階 11番窓口） TEL 083-934-2758

7 障がい

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障がい者の虐待に関する相談	障がい者虐待防止センター（山口市障がい者基幹相談支援センター内）において、障がい者の虐待に関する相談に対応します。	障がい福祉課 山口市障がい者基幹相談支援センター （市役所1階 11番窓口） TEL 083-934-2988
(2) 障がいに関する相談	委託相談支援事業所や山口市障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用案内等を行います。	障がい福祉課 山口市障がい者基幹相談支援センター （市役所1階 11番窓口） TEL 083-934-2988

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 障がい者への福祉支援	障害福祉サービスや日常生活用具の給付など、障がいのある人への各種福祉支援を行います。	障がい福祉課 (市役所1階 11番窓口) T E L 083-934-2794
(4) 特別障害者手当の支給	20歳未満で、身体・知的・精神障がいの状況が著しく重度であるために、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。	障がい福祉課給付担当 (市役所1階 9番窓口) T E L 083-934-2961
(5) 重度心身障害者医療費の助成	重度の障がいのある人に対して、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ※所得制限あり	保険年金課福祉医療担当 (市役所1階 7番窓口) T E L 083-934-2803